

記入要領（抜粋）

1. 一般的注意事項

- (1) 記入に当たっては黒又は青のボールペンを使ってください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- (2) 数字はすべて1、2、3……の算用数字を使ってください。
- (3) 記入のない欄又は該当数のない欄等は空欄のままとし、斜線等を付けないでください。

2. 用語の定義

- (1) 常用労働者とは、下記の(i)～(iii)のいずれかに該当する労働者のことです。

(i) 期間を定めずに雇われている者

(ii) 1か月を超える期間を定めて雇われている者

(iii) 1か月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、下記で説明するパートタイム労働者及び出向者も常用労働者に含みます。

ただし、労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、貴事業所とは指揮・命令関係にあっても、雇用関係はないとされるので、貴事業所の常用労働者には含めません。

- (2) 雇用期間の定めなし（調査票①、③の欄）

常用労働者のうち期間を定めずに雇われている者(上記(1)(i)に該当する者)のことです。なお、試用又は見習い期間中の者及び出向者も含みます。

- (3) 雇用期間の定めあり（調査票②、④の欄）

常用労働者のうち期間を定めて、又は日々雇われている者(上記(1)(ii)又は(iii)に該当する者)のことです。

- (4) パートタイム労働者（調査票⑥、⑦、⑩、⑫、⑭、⑯の欄）

常用労働者のうち、呼称にかかわらず、下記の(i)又は(ii)のいずれかに該当する労働者のことです。

(i) 1日の所定労働時間が貴事業所の一般の労働者よりも短い者

(ii) 貴事業所の一般の労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者

- (5) 出向者（調査票⑧、⑱の欄）

常用労働者のうち企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した者のことです。在籍、移籍を問いません。

- (6) 未充足求人数（上半期調査のみ）

事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するために行っている求人のことであり、求人の方法は問いません。未充足求人（調査票⑮の欄）には、事業所の欠員の補充を本社等に要請する場合などでも、事業所が欠員を補充するために行っている求人であれば、その求人数を記入してください。

3. 事業所票（様式1号（上半期）・様式2号（下半期））

【2 企業全体の常用労働者数】

この調査は、事業所を単位としていますが、この項目は企業全体の常用労働者数についてお尋ねしています。該当する番号1つに○印をしてください。

※ 企業全体とは、貴事業所と同一企業（会社）に属するすべての事業所（本社、支社、支店、営業所、出張所、工場等を含む。）のことです。

【5 常用労働者の異動状況】

○「(1)平成27年12月末日現在の常用労働者数」（下半期調査は「平成28年6月末日現在」）

上記用語の定義「常用労働者」をご参照のうえ、性別、雇用期間の定めの有無別等に数字を記入してください。

○「(2)平成28年1月～6月間に増加した常用労働者数」（下半期調査は「平成28年7月～12月間」）

イ 新しく入職した者

「同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等」は含めません。

平成28年1月～6月間（下半期調査は「平成28年7月～12月間」）に入職した常用労働者が該当します。

また、以下i～viの方も該当します。

- i) 事業主の家族で他の労働者と同じように勤務し、同じような賃金の支払を受けて貴事業所で働いている方。
- ii) 1か月以内の期間を定めて雇われた方又は日々雇われた方で、前2か月にそれぞれ18日以上雇われ引き続き雇用される方。（3か月目の最初の日を入職日とします。）
- iii) 定年で退職し、引き続き嘱託、臨時として雇用された方。雇用形態の変わった時点で離職者及び入職者として記入します。
- iv) 「雇用期間の定めあり」の常用労働者で、契約期間満了後、一時的に離職し、再度入職した場合、離職期間が1か月以上である方。（離職期間が1か月未満であれば継続して雇用されているとみなしますので、ここには記入しません。）
- v) 系列企業などからの移動者（ただし、派遣労働者は含めません。）。

出向者及び出向先からの復帰者は該当します。

なお、出向元企業に籍があり、賃金を出向元が支払っている場合でも、貴事業所に勤務しているのであれば該当します。（反対に貴事業所に籍があり、賃金を支払っている場合でも他の企業に出向中で、貴事業所に勤務していない場合は該当しません。）

- vi) 労働者派遣事業を営む事業所については、常用労働者の定義に当てはまる派遣労働者。

○「(2)平成28年1月～6月間に増加した常用労働者数」（下半期調査は「平成28年7月～12月間」）

ロ 同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等

同一企業（会社）内の他の事業所から転入してきた方や、休職、その他の理由により給与の支給が停止されていた方で、復職、その他の理由で給与が支給されるようになった方（出向者、出向復帰者を除きます。）などが該当します。

また、以下 i の方も含まれます。

i) 人事権が本社に統轄されていて、本社で一旦採用した後、一定期間の本社内での訓練などを経てから事業所に配置換えされた方。

なお、これに対し、事業所で一旦採用した後、社内訓練を受けるなどのため、ただちに本社に転出した場合は、人事権が本社に移れば事業所では「同一企業内への転出者((4)ロ)」に該当しますが、人事権が保留されればそのままとします。

○ 「(3)平成28年1月～6月間に雇用期間の「定めあり」から「定めなし」に切り替えられた者」(下半期調査は「平成28年7月～12月間」)

「定めなし」から「定めあり」に切り替えられた方は含めません。

平成27年12月末日に在籍していた「雇用期間の定めあり」の常用労働者及び平成27年1月～6月間に増加した「雇用期間の定めあり」の常用労働者のうち、平成28年1月～6月間に昇格、登用などにより「雇用期間の定めなし」に切り替えられた方を記入してください。

※ (3)は、男女ごとの「雇用期間の定めなし」と「雇用期間の定めあり」の人数が一致します。

(①=②、③=④)

○ 「(4)平成28年1月～6月間に減少した常用労働者数」(下半期調査は「平成28年7月～12月間」)

イ 離職した者

「同一企業(会社)内への転出者及び給与支給の停止者等」は含めません。(この場合は(4)ロに記入します。)

雇用関係が終了して離職した方(出向者、出向復帰者を含む。)及び系列企業への移動者が該当します。(ただし、派遣労働者は該当しません。)

なお、定年で退職し引き続き嘱託、臨時などとして雇用された方も、定年退職の際、一度離職したものとみなします。(この場合は(4)イ及び(2)イに記入します。)

また、「(4)⑤C(男女計)」欄の離職した方のうち、4月～6月(下半期調査は10月～12月)に離職した常用労働者数を⑰の欄に記入してください。4月～6月(同10月～12月)に離職した常用労働者数は、「C(男女計)」のうち数となります。(4月～6月(同10月～12月)に離職した者⑰ \leq C(男女計))

○ 「(4)平成28年1月～6月間に減少した常用労働者数」(下半期調査は「平成28年7月～12月間」)

ロ 同一企業(会社)内からの転出者、給与支給の停止者等

同一企業(会社)内の他の事業所へ転出した方、休職、その他の理由により給与が停止されるに至った方などが該当します。(出向者、出向復帰者を除きます。)

○ 「(5)平成28年6月末日現在の常用労働者数」(下半期調査は「平成28年12月末日」)

用語の定義「常用労働者」をご参照のうえ、性別、雇用期間の有無別等に数字を記入してください。

※ (1)～(5)の記入については、①～⑧のそれぞれの行のすべてについて

(1) + (2) \pm (3) - (4) = (5) の式が成り立つように記入してください。

「5 常用労働者の異動状況」欄の記入についての注意事項

※ (1)～(5)の記入については、①～⑧のそれぞれの行のすべてについて
 $(1) + (2) \pm (3) - (4) = (5)$ の式が成り立つように記入してください。

5 常用労働者の異動状況

区 分	(1) 平成27年12月末日 現在の常用労働者数	(2) 平成28年1月～6月間に 増加した常用労働者数				(3) 平成28年1月～6 月間に雇用期間の 「定めなし」から 「定めあり」に切 り替えられた者				(4) 平成28年1月～6月間に 減少した常用労働者数				(5) 平成28年6月末日 現在の常用労働者数	
		イ 新しく入職した者 (出向者・出向復 帰者を含む)	ロ 同一企業(会社)内 からの転入者、給 与支給の復活者等	ハ イ 離職した者(出向 者・出向復帰者を 含む)	ニ 同一企業(会社)内 への転出者、給与 支給の停止者等	(1)+(2)±(3)-(4)=(5)									
	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人	
男	雇用期間 の定めなし ①						+								
	雇用期間 の定めあり ②						-								
	男 計														
女	雇用期間 の定めなし ③						+								
	雇用期間 の定めあり ④						-								
	女 計												b		
男 女 計	⑤ A	⑤ = ① + ② + ③ + ④										c	D		
うち パート タイム 労働者	⑥	⑥については「①+②」のうち数 (⑥ ≤ ①+②)										c			
	⑦	⑦については「③+④」のうち数 (⑦ ≤ ③+④)										d			
	男 女 計											E			
うち他企業 からの出向者	⑧	⑧については⑤のうち数 (⑧ ≤ ⑤)													
うち、4～6月 に離職した者	⑩														
うち、4～6月の 他企業からの出向者	⑪														
	⑫	⑫については(4)イの⑧のうち数 (⑫ ≤ (4)イの⑧)													

【6 性、年齢階級別常用労働者数（調査票⑨～⑫の欄）】（上半期のみ）

平成28年6月末日現在の常用労働者数（「雇用期間の定めなし」及び「雇用期間の定めあり」の者）を満年齢で区分して記入してください。

年齢階級区分 早見表（平成28年6月末日現在）

(1) 19歳以下	平成 8年7月1日以降	生まれ
(2) 20～24歳	平成 3年7月1日～平成 8年6月30日	生まれ
(3) 25～29歳	昭和 61年7月1日～平成 3年6月30日	生まれ
(4) 30～34歳	昭和 56年7月1日～昭和 61年6月30日	生まれ
(5) 35～39歳	昭和 51年7月1日～昭和 56年6月30日	生まれ
(6) 40～44歳	昭和 46年7月1日～昭和 51年6月30日	生まれ
(7) 45～49歳	昭和 41年7月1日～昭和 46年6月30日	生まれ
(8) 50～54歳	昭和 36年7月1日～昭和 41年6月30日	生まれ
(9) 55～59歳	昭和 31年7月1日～昭和 36年6月30日	生まれ
(10) 60～64歳	昭和 26年7月1日～昭和 31年6月30日	生まれ
(11) 65歳以上	昭和 26年6月30日以前	生まれ

※ パートタイム労働者の数は、常用労働者数のうち数となります。（男女別に記入してください。）

男：(1)の⑨ ≥ (1)の⑩（以下(11)まで同様）

女：(1)の⑪ ≥ (1)の⑫（以下(11)まで同様）

【7 職業別常用労働者数及び未充足求人数（調査票⑬～⑯の欄）】（上半期のみ）

この欄は、下記の職業区分を参考にしてください。ただし、研修生、見習生については将来配属を予定される仕事の内容によります。

未充足求人とは、事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するために行っている求人のことであり、求人の方法は問いません。

事業所の欠員の補充を本社等に要請する場合などでも、事業所が欠員を補充するために行っている求人であれば、その求人数を記入してください。

※ パートタイム労働者の数は、常用労働者数又は未充足求人数のうち数となります。

常用労働者数：(01)の⑬≥(01)の⑭（以下(11)まで同様）

未充足求人数：(01)の⑮≥(01)の⑯（以下(11)まで同様）

4. 職業区分

「管理的職業従事者」

課（課相当を含む。）以上の内部組織の経営・管理に従事する人をいいます。

例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

「専門的・技術的職業従事者」

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する人及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する人をいいます。

例えば、化学研究員、情報工学研究員、教育研究員、農産物検査員、食品開発技術者、金属技術者、電気工事技術者、測量士、測量士補、システムコンサルタント、システム設計技術者、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、ケースワーカー、保育士、ケアマネージャー、弁護士、司法書士、公認会計士、会計士補、税理士、写真家、デザイナー、プロデューサー、アシスタント・ディレクター、教員、記者、編集者など。

「事務従事者」

一般に課長（課長相当職を含む。）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する人をいいます。

例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーパンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

「販売従事者」

商品の仕入れ・販売、不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する人をいいます。

例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

「サービス職業従事者」

介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなど

の管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する人をいいます。

例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、皿洗い人（調理見習）、給仕人、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、娯楽施設フロント係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

「保安職業従事者」

人の身边において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する人をいいます。

例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、空港警備員、劇場警備員、倉庫見回員、倉庫警備員、建設現場誘導員、プール・海水浴場監視員など。

「生産工程従事者」

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する人をいいます。

例えば、製鉄設備操作・監視作業員、製鋼設備オペレーター、紡織設備オペレーター、印刷機オペレーター、製鉄工、鋳物工、旋盤工、金属プレス工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整備工、印刷・製本従事者、機械組立従事者、製品検査従事者など。

「輸送・機械運転従事者」

機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する人をいいます。

例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転工、掘削機械運転工、ボーリング工など。

「建設・採掘従事者」

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する人をいいます（ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となります。）。

例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

「運搬・清掃・包装等従事者」

主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する人をいいます。

例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人（回収のみ）、倉庫作業員、新聞配達員、宅配配達員、荷造工、袋詰工、箱詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、グラウンド・キーパー、用務員（学校）など。

「その他の職業従事者」

農林漁業作業員又は分類不能の職業の人をいいます。

5. 事業所票記入についてのQ & A

【常用労働者について】

Q 通常一般にいられている臨時や日雇い労働者は常用労働者となりますか？

A 臨時労働者で1か月を超える期間を定めて雇われている者は2か月目から、また、日雇い労働者で前2か月の各月に18日以上雇われた場合3か月目から本調査の常用労働者となります。

Q 「雇用期間の定めあり」と「パートタイム労働者」はどう違うのですか？

A 「雇用期間の定めあり」の人とは、雇用契約期間（例えば〇年〇月〇日まで）の定めのある者の事です。一方「パートタイム労働者」とは、同じ事業所の一般の労働者よりも労働時間や労働日数が短い者のことです。基準となる項目が異なるので、同じ人が両方に該当する場合もあります。

Q 派遣労働者は常用労働者となりますか？

A 労働者派遣法にいう労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、派遣元の労働者として扱い、派遣先事業所においては常用労働者に含めません。

Q 社長や役員は常用労働者となりますか？また、調査対象事業所で働いている事業主の家族は、常用労働者となりますか？

A 役員でも部長、工場長などのように常時勤務して、役員としての報酬以外に一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている場合は、常用労働者に該当します。社長（取締役社長、理事長）は、上記の条件を備えていても除きます。

また、事業主の家族で常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている場合は、常用労働者に含めます。

Q 15歳未満の児童が新聞配達員等として働いている場合は？

A 常用労働者の条件に該当する場合は、常用労働者として計上してください。

【出向者について】

Q 他企業に出向中の社員は、常用労働者数に含めるのですか？

A 平成27年12月末日現在から同28年6月末日現在（下半期調査においては、平成28年6月末日現在から同年12月末日現在）の間に、貴事業所から他企業に出向中の労働者は、(1)及び(5)には含めません。

なお、平成28年1月～6月（下半期においては平成28年7月～12月）の間に、出向又は出向復帰により入職又は離職した者は、それぞれ(2)イ欄又は(4)イ欄に計上してください。

Q 出向者が出向先（調査対象）から再び他の事業所（調査対象）に出向した場合の記入は？

A 出向先の事業所では(4)イ離職者（出向）としてください。また、再び出向した先の事業所では、(2)イ入職者（出向）として計上ください。

Q 系列会社との間で行われる移動（出向を含む）の記入は？

A 系列会社との移動は企業外の移動として計上してください（(2)イ、(4)イ欄）。なお、同一企業内の移動については企業内移動として計上してください（(2)ロ、(4)ロ欄）。

【その他】

Q 特に雇用期間を定めず採用した者が10日程度出勤しただけで辞めてしまった場合は？

A 特に期間の定めのない雇用契約であっても、実質的に雇用していた期間が（例えば、試みの使用期間中（雇用されてから14日以内）というような）短期間であるものについては、入職者、離職者として計上しなくてもかまいません。

Q 同一事業所への反復継続雇用者の記入は？

A 2か月の雇用契約期間で雇用された人が、一旦退職して、一定の離職期間後再び同一事業所に採用された場合、離職期間が1か月未満であれば継続雇用とみなし、同期間が1か月以上あった場合は、その都度離職者、入職者として計上してください。

Q 他企業と合併後、当事業所に、合併した相手企業の社員が異動してきた場合の記入は？

A 貴事業所に、合併した相手企業から常用労働者が異動した場合は、(2)のロに記入をしてください。

Q 調査期間の途中で「雇用期間の定めなし」から「雇用期間の定めあり」に切り替わった場合や、「パートタイム労働者」が「一般労働者」に替わった場合の記入は？

A 調査期間の途中で「雇用期間の定めなし」から「雇用期間の定めあり」に切り替わった場合は、事業所票（様式1号または様式2号）の「5 常用労働者の異動状況」の(4)及び(2)の欄に「雇用期間の定めなし」の減少、「雇用期間の定めあり」の増加として記入してください。

※「雇用期間の定めあり」から「雇用期間の定めなし」に切り替わった場合（ただし、パートタイム労働者のまま、または、一般労働者のままの場合に限ります。）は、(3)の欄の①及び②、もしくは③及び④の両方に同じ人数が計上されます。

また、「パートタイム労働者」が「一般労働者」に替わった場合は、一般労働者となった時点で、「パートタイム労働者」の減少、「一般労働者」の増加として計上してください。

調査対象入職者・離職者の抽出方法（参考）

【調査対象入(離)職者の選定方法について】

① 貴事業所の入(離)職者数

② 調査対象入(離)職者数

(事業所票5 ⑤のB(C)から転記) _____ ● _____ 人

_____ ● _____ 人

入(離)職者調査をお願いする労働者の選定に当たっては、貴事業所の入(離)職者の方から、上記「②調査対象入(離)職者数」に記載している人数分を、特定の属性に偏ることのないよう無作為に選んでください。

- (1) 入(離)職者全員にそれぞれ通し番号を付けてください。
- (2) 最初の対象者(番号)は、(1)の中から選定間隔分のクジなどにより無作為に決めてください。
- (3) それ以降は通し番号に沿って、「選定間隔」 _____ ● _____ 人ごとに選定してください。
- (4) なお、選定していき、最後の番号までいっても調査対象入(離)職者数が確保できなければ、先頭に戻って人数分を確保できるまで選定を続けてください。

(注1) 事業所票でご回答いただいた入(離)職者の人数(上記①)を用いて「調査対象入(離)職者数」(上記②)を算出しております。上記の【調査対象入職者の選定方法について】に基づいて選定した調査対象入職者が、入職者票配布時点で、既に離職しており、貴事業所で就業していない場合には、事業所において保管している労働者名簿、賃金台帳等を参考に、事業所においてご記入の上、提出していただくようお願いいたします。

(注2) 上記②「調査対象入(離)職者数」が1人の場合は、裏面の[例2]のように選んでいただいてもかまいません。

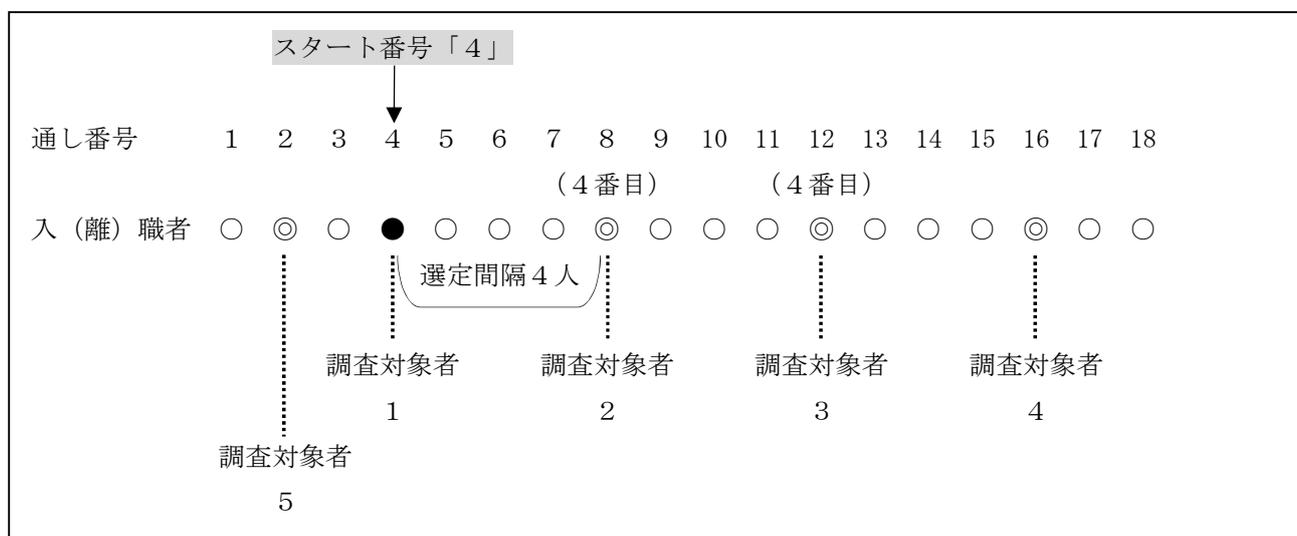
(注3) 上記(3)「選定間隔」が1人の場合は、貴事業所で平成28年1月～6月(下半期は7月～12月)の間に入(離)職した方全員(①貴事業所の入(離)職者数(②調査対象入(離)職者数と同数))が調査対象となります。

【例1：入(離)職者が18名で、選定間隔が4、調査対象入(離)職者数が5名の場合】

選定間隔が4の場合、1・2・3・4の数字を記入した4本のクジを用意し、それを引いた結果「4」が出た場合、番号「4」の方が最初の調査対象者となります。

次に選定間隔『4』を加えた8番が2、その次が12番で3、その次が16番で4となります。

更にその次は20番となるはずですが、19番以降の方はいないので、先頭に戻って2番が5の調査対象者となります。(下図参照)



【例2：調査対象入(離)職者数が1名の場合】

調査対象入(離)職者数が1名の場合は、入(離)職者数分の数字(入(離)職者が5人以上であれば1から5までの数字)を記入したクジを用意し、それを引いた数字が調査対象者の番号となります。